

(行為の制限に関する申請、許可)

第2条 条例第3条第2項の規定による申請書は、行為許可申請書(様式第1号)、同条第3項の規定による申請書は、行為許可事項変更申請書(様式第2号)によらなければならない。

2 条例第3条第2項に規定する町長の指示する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をする場合 販売品目、販売価格、販売時間及び販売従事員数
- (2) 業として写真又は映画を撮影する場合 撮影時間、料金、人員、使用する主な機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- (3) 興行を行う場合 興行時間、開催回数、収容予定人員、料金、使用する主な物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合 料金又は会費、参加予定人員、競技会等のために使用する主な物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- (5) 花火、キャンプファイヤー等、火気を使用する場合 火気を使用する時間並びに現場責任者の住所及び氏名